獣医師法施行令

(平成4年8月7日政令第273号)

最終改正:平成16年3月17日政令第37号

内閣は、獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条、第15条及び第17条の規定に基づき、 この政令を制定する。

(手数料)

- 第1条 獣医師法(以下「法」という。)第3条の規定により免許を受けようとする者が 納めなければならない手数料の額は、2,000円(行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する 電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、1,950円)とする。
- **2** 法第15条の規定により獣医師国家試験を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、13.900円とする。
- **3** 法第15条の規定により獣医師国家試験予備試験を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、30,500円とする。

(飼育動物の種類)

- 第2条 法第17条の政令で定める飼育動物は、次のとおりとする。
 - 一 オウム科全種
 - 二 カエデチョウ科全種
 - 三 アトリ科全種